

平成 28 年 5 月 11 日
日本消防設備安全センター

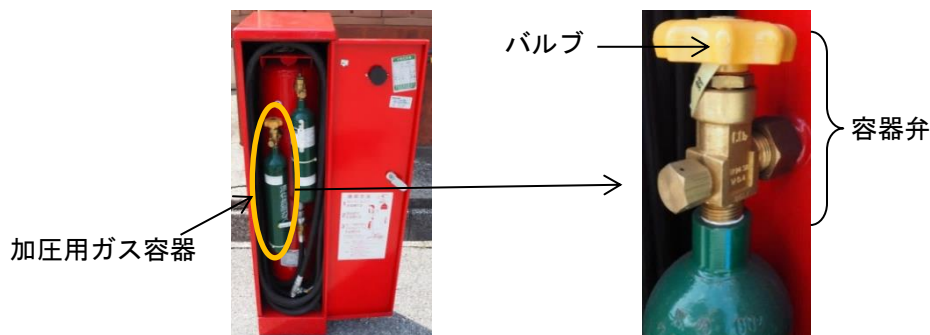
移動式粉末消火設備等の加圧用ガス容器の容器弁の開放点検について

1 背景

平成 22 年に新潟県柏崎市で発生した火災において、移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が開放できないという事案が発生した。

このことを踏まえ、一般財団法人日本消防設備安全センターにおいて「消防用設備等の経年劣化に対応した点検方法検討会」を開催・検討し、平成 26 年 9 月に当センターから消防庁に対して、移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁に係る点検の必要性について提言を行った。

この提言を受け、平成 28 年 2 月 26 日に「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」(昭和 50 年消防庁告示第 14 号)、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」(昭和 51 年消防庁告示第 9 号)及び「消防用設備等試験結果報告書の様式」(平成元年消防庁告示第 4 号)が改正され、平成 28 年 3 月 31 日に「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成 14 年 6 月 11 日付け消防予第 172 号。以下「点検要領」という。)の一部が改正された。



2 経過措置等

(1) 施行日

平成 28 年 6 月 1 日

(2) 経過措置

点検基準及び点検票の様式については、施行日から起算して 3 年を経過するまでの間は、従前の例によることができる。

点検基準等の改正	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
	6 月 1 日施行			経過措置終了	
	3 年間の経過措置				開閉操作の容易性を一度確認されたものは、一定の要件を満たした場合、以降の開放点検を省略できる。

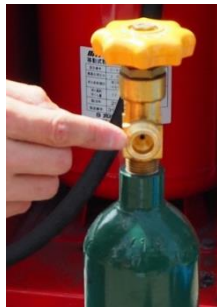
3 移動式粉末消火設備等（ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備）の点検要領
点検方法及び判定方法の追加

2 機器点検

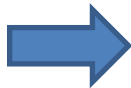
点検項目	点検方法	判定方法 (留意事項は※で示す。)
加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等 加圧式粉末消火剤貯蔵容器等	バルブ類 目視及び次の手順により確認する。 (1) 加圧用ガス容器の容器弁の消火剤貯蔵タンクに接続する部分を密栓する。 (2) バルブ類を手動操作し、容器弁を開放する。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。 ※(ア) 点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。 (イ) 開閉操作が容易にできることを一度確認されたバルブ類のうち、消火剤貯蔵タンク、放出弁、加圧用ガス容器等のハロゲン化物消火設備・粉末消火設備の各構成機器に変形、損傷、著しい腐食等がないことが確認されたものにあつては、(1)及び(2)の手順により実施する開閉操作の容易性に関する点検を省略することができる。

4 容器弁バルブ類の開放点検要領

6か月毎の機器点検について、加圧用ガス容器のバルブ類を点検の対象として追加し、容器弁の開放が容易にできることを確認する。



薬剤貯蔵タンクから加圧用ガス容器を取り外した状態。ここに密栓を取り付ける。



密栓を容器弁に取り付けた状態。



バルブを全開・全閉し、容易に開放できることを確認する。(確認後は元の状態に復元すること。)



密栓
(密栓の様子はメーカーへ問合せする。)

5 留意事項等

加圧用ガス容器のバルブ類の点検を行ったことが明確になるよう、点検済証に加え容器弁バルブ類点検済証を貼付する。



容器弁バルブ類点検済証
(容器表記に重ならない見やすい位置に貼付する。)